

# 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第35回）議事録

1. 日時 平成29年9月19日（火） 15:59～17:12

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、石井 夏生利 委員、内田 真人 委員、大谷 和子 委員、  
岡田 羊祐 委員、北 俊一 委員、酒井 善則 委員、関口 博正 委員、  
三友 仁志 委員（以上、9名）

② 総務省

渡辺 総合通信基盤局長、古市 電気通信事業部長、小笠原 総合通信基盤局総務課長、  
竹村 事業政策課長、安東 事業政策課調査官、影井 事業政策課課長補佐、宮野 事業政  
策課課長補佐、藤野 料金サービス課長、大塚 料金サービス課企画官、大磯 料金サー  
ビス課課長補佐、荻原 電気通信技術システム課長、道方 電気通信技術システム課課長  
補佐、深掘 番号企画室長、神田 番号企画室課長補佐、内藤 データ通信課長、  
徳光 消費者行政第一課長、大村 消費者行政第二課長

③ 関係団体・企業

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長  
西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長

4. 議題

- (1) 二次答申(案)に関するパブリックコメントの結果及び提出意見に対する考え方(案)  
について
- (2) その他

- 山内主査 本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただいまから「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会（第35回）」を開催いたします。
- 本日の出欠状況ではありますが、相田委員、池田委員、長田委員がご欠席となっております。  
まず、資料の確認について、事務局からお願いしたいと思います。
- 宮野事業政策課補佐 それでは配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますように、本日の資料は、資料35-1から35-3まで、及び参考資料35-1の計4点となっております。過不足等ございましたら事務局までお願いいたします。
- 山内主査 よろしゅうございますでしょうか。
- それでは、議事に先立ちまして、6月21日に開催されました前回の委員会以降、総務省で人事異動があったということでございますので、事務局からご紹介をお願いいたします。
- 宮野事業政策課補佐 それでは、前回の委員会以降、新たに着任いたしました者を、委員側から近い順に紹介をさせていただきたいと思っております。
- 渡辺総合通信基盤局長でございます。
- 渡辺総合通信基盤局長 渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宮野事業政策課補佐 古市電気通信事業部長でございます。
- 古市電気通信事業部長 古市でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宮野事業政策課補佐 小笠原総務課長でございます。
- 小笠原総務課長 小笠原でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宮野事業政策課補佐 大磯料金サービス課課長補佐でございます。
- 大磯料金サービス課補佐 よろしくお願ひいたします。
- 宮野事業政策課補佐 大塚料金サービス課企画官でございます。
- 大塚料金サービス課企画官 大塚でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宮野事業政策課補佐 道方電気通信技術システム課課長補佐でございます。
- 道方電気通信技術システム課補佐 道方でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宮野事業政策課補佐 深堀番号企画室長でございます。
- 深堀番号企画室長 よろしくお願ひいたします。
- 宮野事業政策課補佐 内藤データ通信課長でございます。
- 内藤データ通信課長 内藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 宮野事業政策課補佐 大村消費者行政第二課長でございます。

○大村消費者行政第二課長　大村です。よろしくお願いします。

○宮野事業政策課補佐　また、本会議室の改修に伴いまして、マイクの使用方法について変更がございますのでお知らせをさせていただきます。ご発言をされる場合には、モニターの左側でございます装置、一番下の横長いボタンがあろうかと思いますが、そちらを押していただきまして、マイクに緑色のランプがつかましたら、その点灯後にご発言をいただければと思います。ご発言終了後は、再度先ほどの一番下でございます横長の大きなボタンを押していただきまして終了となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○山内主査　よろしゅうございますでしょうか。

それでは議事に入りたいと思います。本日の議題ですが、議事次第にありますように、二次答申（案）に関するパブリックコメントの結果及び提出意見に対する考え方（案）ということでございます。

前回合会で取りまとめた本委員会報告書については、去る6月28日に開催された電気通信事業政策部会において、二次答申案として取りまとめられました。この同案について、約1カ月間のパブリックコメントを実施した結果、33件の意見が寄せられたということでございます。

電気通信事業政策部会への報告に向けまして、寄せられた意見に対するこの審議会の考え方の案を事務局のほうで作成いただきました。つきましては、今回は、この案についてを議題といたしまして、これについてご議論いただきたいということでございます。

それでは、早速でございますが、二次答申案に関するパブリックコメントの結果及び提出意見に対する考え方についてを、事務局からご説明をお願いします。

○安東事業政策課調査官　それでは、資料に基づきまして、パブリックコメント結果及び提出意見に対する考え方案についてご説明申し上げます。資料35-2がパブリックコメント及びその考え方の全文でございますが、傾向を整理しまして、概要として35-3を作成いたしましたので、こちらでご説明をさせていただきます。

35-3の1ページ目をごらんください。先ほど山内主査からもご説明がありましたとおり、7月28日までの1カ月間の意見募集を行った結果、(2)にございます33の事業者、機関、団体等からご意見をいただいているところでございます。

2ページ目をごらんください。まず第1章、固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等に関するご意見でございます。

表の見方といたしましては、左側から2列目に意見提出者、その右側に主な意見の概要、さらに一番右側に考え方の案の概要について、それぞれ記載をしているところでございます。

意見1-2、ソフトバンクからの意見でございます。移行工程・スケジュールの基本的な考え方に賛同。メタル回線の提供終了予定スケジュールについても、NTTグループへ早期開示を要望、という意見でございます。

これに対する考え方は、1ポツ目、答申に賛成の意見として承る。メタル回線の撤去時期については、予見可能性を確保し、円滑な移行を実現する観点から、NTTはできる限り速やかに開示することが求められる、と答申案の考え方を示させていただいております。

次に意見1-7、ソフトバンクからの意見でございます。契約時の契約切替え及びユーザー周知の基本的な考え方に賛同。効果的な周知に向けた関係者間協議が必要、というものでございます。

これに対しましては、答申案に賛成のご意見として承る。NTTにおいては、他事業者と連携しつつ、移行に伴い生じ得る影響の発生時期や内容について、可能な限り早期に明確化した上で具体的な対応を検討していくことが必要である、としております。

続きまして意見1-11、KDDIからの意見でございます。答申案に示されているその廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールを導入することに賛同、というものでございます。

考え方としましては、答申案に賛成の意見。なお、ルールの対象とするサービスについては、一次答申及び二次答申案で示した考え方を踏まえ、今後総務省において具体的な検討を進めることが適当である、としております。

続きまして3ページ目をごらんください。1-13、中部テレコミュニケーションのご意見でございます。NTT東西は事業者間意識合わせの場を通じ、各課題の検討・整理を加速する必要がある。総務省においては適切な制度設計等を検討していただきたい。また、NTT東西においては、接続事業者に対して過度な費用負担を求めないようすべし、というご意見でございます。

考え方といたしましては、1ポツ目、二次答申案に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議が必要となる取り組みを加速していく必要がある、としております。その上で、総務省においては技術基準、また番号制度などの円滑な設備移行の実施に必要となる制度整備に着手するとともに、IP網への移行段階を踏まえた接続制度についても検討を行う必要がある、としております。

続きまして意見1-6、NTT東西からです。IP網への移行工程・スケジュール等について、関係団体等と協力しながら、着実に取り組みを進め、本委員会へも取り組み状況を報告していく、というものでございます。

これに対しましては、賛同の意見とした上で、IP網への円滑な移行を実現するため、NTTを初めとする事業者においては、移行工程・スケジュールに基づく検討・協議、必要な取り組みを加速する必要がある。本委員会としては、この取り組みをフォローアップしていくとともに、総務省においては必要な制度整備等を進めていくことが適当である、としております。

続きまして4ページ目、第2章、IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方についてでございます。

意見2-1、ソフトバンク、中部テレコミュニケーション、楽天コミュニケーションズの意見でございます。番号の適正管理及び公平かつ効率的な利用の確保について賛同。事業者の利用要望が多い番号帯について、利用番号に関する取消し、再指定等の処分を可能とする制度的対応を検討すべき、というご意見でございます。

考え方につきましては、賛成のご意見とした上で、将来も含めた電気通信番号の未利用等の問題に対応して、番号資源の公平かつ効率的な利用の確保についての対応の必要性が増している中、現行制度上、柔軟な番号管理が困難である等の課題がある。IP-IP接続に対応した番号管理の仕組みを構築するため、利用状況を確認した上で、番号の公平かつ効率的な再配分を早期に実現する必要があることから、総務省においては、答申案に示した制度整備を速やかに進めることが適当である、としております。

続きまして意見2-2、中部テレコミュニケーション、ケイ・オプティコムからの意見でございます。番号ポータビリティの観点で、今後のENUM方式に対応した番号解決、また発番管理の実施義務、事業の休廃止等における制度的な対応が必要。制度設計に当たりましては、事業者間の公平な費用負担の実現という点に配慮すべき、という意見でございます。

考え方としては、賛成の意見として承るとした上で、2021年1月からのIP接続に対応した番号管理の仕組みの構築に向けて、総務省においては、答申案に示した制度整備を速やかに進めることが適当。固定電話の双方向番号ポータビリティの費用負担の在り方については、提出されたご意見も踏まえ、スケジュールに従い、事業者間協議を速やかに進めていく必要があり、総務省においてもこれを促進していくべき、としております。

意見2-3、ソフトバンク、KDDI、ケイ・オプティコム、中部テレコミュニケーション

ン、楽天コミュニケーションズからのご意見を集約しております。双方向番号ポータビリティの実現には、IP網への移行完了が前提となる。このため、移行完了（2025年1月予定）後、速やかに固定電話の双方向番号が開始できるように協議を進めていくべき、としております。

考え方でございますが、2ポツ目です。一次答申でも明らかにしていただきましたとおり、固定電話の双方向番号ポータビリティを早期に導入する必要があることが基本的な認識でございます。2ポツ目、双方向番号の実現のためには、IP接続に合わせて、ENUM方式に対応した番号解決の仕組み等、番号移転に対応した発番管理の仕組みが全ての事業者において構築される必要があることを踏まえると、遅くともIP網への移行完了時（2025年1月）には開始することが適当である。事業者においては、課題についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。総務省においては、協議を促進するとともに、制度整備を行うことが適当である、としております。

続きまして5ページ目でございます。意見2-8、KDDI、中部テレコミュニケーション、楽天コミュニケーションズからの意見を集約しております。移行後のIP網におけるロケーションポータビリティについて、答申案のとおり、番号区画を範囲内とすべき。また、事業者間の意識合わせの場において、課題等について整理を進めることが必要、としております。

考え方につきましては、2ポツ目でございますが、固定電話の双方向番号ポータビリティの導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を番号区画の範囲内とするロケーションポータビリティの拡大についても検討・協議を進めていくことが必要であり、総務省においても促進していくことが適当としております。

意見2-9、NTTドコモ、テレコムサービス協会、NTT東西、中部テレコミュニケーションからの意見を集約しております。双方向番号ポータビリティの実現に当たっては、コストミニマムな実現方法とすべき、というご意見でございます。

考え方としましては、2ポツ目でございます。本審議会の検討過程において、事業者から今後双方向番号の導入費用のさらなる低廉化に向けた検討・協議を実施していくことが示されております。3ポツ目、この点も踏まえ、事業者においては、固定電話の双方向番号の実現に向けて、課題についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。総務省においては、協議を促進するとともに、必要な制度整備を行うことが適当である、としております。

続きまして6ページ目でございます。第3章、IP網への移行に対応した緊急通報の確保

でございます。

意見3-1、ソフトバンク、NTTドコモなどからの意見を集約しております。これは携帯電話における緊急通報に関するご意見でございます。IP網移行後も、緊急通報利用者との通話をつながりやすくするため、携帯電話のコールバック機能については、関係者間で必要な機能や実現方法について協議を進めていく、という意見でございます。

考え方でございますが、賛同のご意見として承った上で、緊急通報における携帯電話のコールバック機能についても、2024年1月には新たな方式に移行することを前提に、NTT及び関係事業者において、答申案に示した5機能の実現に向けた検討、及び緊急通報受理機関との協議を進める必要があります、総務省においても促進することが適当、としております。

続きまして意見3-2、NTT東西の意見でございます。こちらは固定電話における緊急通報の意見でございます。引き続き、緊急通報受理機関へのわかりやすい説明等に努めるとともに、要望等を踏まえながら、IP網移行後の緊急通報の実現に向けた対応を進めていく、としております。

考え方でございます。答申案に賛成の意見として承った上で、NTTにおいては、答申案に示した方向性に基づき、緊急通報受理機関の意見を踏まえながら、緊急通報に関する新たな方式への移行を進めるための調整を行うとともに、携帯電話のコールバック機能に関しても、コールバックの発側ネットワークを提供している立場から、答申案に示した5機能の実現に向け、携帯電話事業者と連携し、検討・協議を行うことが適当である、としております。

続きまして意見3-5、小牧市消防本部でございます。緊急通報に新たに導入を検討している、つながりやすくなる5機能のうち、第三者発着信制限機能についてのご意見でございます。救急隊の携帯電話から通報者へコールバックができなくなる場合、業務に支障が出ることを懸念していると。この第三者発着信制限機能が新たに具備されることで、救急隊の電話がつながらなくなることについての懸念を示されております。

この点につきましては、考え方として、1ポツ目、今般の緊急通報に係る検討に当たっては、指令台からのコールバックにおいて通報者との通話がつながりやすくなる機能を整理した。答申案に示した5機能の実現に向けては、関係事業者、緊急通報受理機関による検討・協議を進める必要があります、総務省もこれを促進する必要があるとしております。

続きまして7ページ目、技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保でございます。

この章では、NTTよりローカルエリア、または無電柱化エリアにおいてメタルを撤去す

る場合、それを再敷設することの経済的な合理性がないという場合に、光や無線を使った提供ができないかという提案を受けた整理でございます。

意見4-1、KDD I、ソフトバンク、ケイ・オプティコム、中部テレコミュニケーション、楽天コミュニケーションズ、NTTドコモなどからの意見を集約しております。移行後のメタルIP電話について、ユニバーサルサービスとして位置づけることが適切。NTT東西のモバイル網を活用した音声通信を提供する提案については、それぞれの事業者において各課題を提示しておりますが、その課題を慎重に議論することが必要、としております。

意見4-2、NTT東西でございます。無線を活用した固定電話サービスの提供について、検討が必要と整理されたことは適切。今後、技術検証の実施を予定し、その結果を踏まえ、提供方法等を総務省に相談、という意見でございます。

考え方につきましては、まず1ポツ目、メタルIP電話はユニバーサルサービスとして提供されるオプションとして位置づけることは適切。技術基準を初めとした必要な制度整備を進めていくことが適当。2ポツ目で、光ファイバー及び無線の活用については、現在の加入電話と同等の料金・品質等で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、ユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある。3ポツ目、総務省においては、ここに示された各ご意見も参考としつつ、答申案に示した固定電話の提供に係る4つの論点（①固定電話の提供手段の効率性・技術中立性、②無線アクセスを活用する場合の技術基準、③設備に関する規律、④交付金制度の妥当性）について検討を丁寧に進めることが必要である。4ポツ目、この検討に資するよう、NTTにおいては、無線を活用した固定電話サービスについて、具体的な提供方法を早期に明らかにするとともに、必要な技術検証を速やかに実施していくことが必要である、としております。

続きまして8ページ目、第5章、IP網への移行に関する諸課題への対応でございます。

まず（1）「電話を繋ぐ機能」に関する、繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱いについてでございます。

意見5-1、ソフトバンク、東北インテリジェント通信、中部テレコミュニケーション、ケイ・オプティコム、Q T n e t、エネルギー・コミュニケーションズ、S T N e t、楽天コミュニケーションズ、NTT東西からの意見を集約しております。L2スイッチを含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の詳細な構成、仕様等については、多くの事業者が参加の上、業者間協議で検討を行っていくべき。総務省においては、それを注視の上、適切な制度設計を検討すべき、としております。



考え方につきましては、答申案に賛成のご意見として承るとした上で、2ポツ目、事業者においては、二次答申案に示したL2スイッチの提供スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向け、今後の事業者の状況変化等にも対応した、オープンな合意形成に配慮した詳細な整理と、設備構成、仕様の明確化を進めることが適当である。3ポツ目、総務省においては、協議を促進するとともに、必要な制度整備を進めることが適当である。4ポツ目、L2スイッチを含む「電話を繋ぐ機能」を提供する通信設備及び通信施設は、全ての利用者に電話サービスが提供されるための基盤となることから、その継続的・安定的な提供や、信頼性・品質の確保等が必要であり、NTT東西を初めとする事業者においては、これを踏まえた対応が求められる、としております。

続きまして9ページ目、(2)INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応についてでございます。

意見5-3、TBSラジオからですが、答申案に示された方向性、留意点について賛同。円滑な移行に関する周知・広報を積極的に行っていただくことを要望、としております。

考え方につきましては、賛成のご意見として承った上で、二次答申案に示しておりますINSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について引用しております。さらに、留意すべき点として、可能な限り早期に、その課題・影響について整理・周知を行うことと掲げているところでございますので、NTTにおいては、これらの点について引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要であるとしております。

意見5-6、NTT東西でございます。INSネット(デジタル通信モード)のサービス終了時期を確定し、答申案で示された留意点を踏まえつつ、ユーザーに対する周知を行っていく。関係団体の要望を踏まえた代替案の充実に努める。団体等と連携した利用者への対応を進めていく。補完策の検証について、その結果の公表につき、関係者と調整を進めていく。また、音声通信を用いたデータの送受信の検証環境についても準備を進めていく、としております。

考え方としましては、二次答申案のINSネット(デジタル通信モード)の部分で示された内容、特に留意すべき点について引用をした上で、NTTにおいては、これらの点について引き続き丁寧な対応を行っていく必要があるとしているところでございます。

意見5-7、電子情報技術産業協会ECセンター、全国警備業協会の意見を集約しております。補完策に係る一層の情報開示について、答申案に示された具体的方向性に賛同。補完策の終了時期の早期の確定・公表が必要、という意見でございます。

考え方といたしましては、賛成の意見として承った上で、補完策の終了時期については、二次答申案でも、メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期に確定・公表することが求められることを掲げていることを踏まえて、NTTにおいて可能な限り早期に確定・公表することが求められる、としております。

続きまして10ページ目をごらんください。INSネットの続きでございますが、意見5-11、情報サービス産業協会からの意見でございます。今後も委員会、ワーキング等の継続的な活動を行っていただきたい、ということでございます。

考え方につきましては、賛成のご意見として承るとしているところでございます。なお、同協会からは、各種課題についても、答申案の内容を確認する意味での意見が出ておりますので、2ポツ目でそれぞれの内容について確認的に掲載した上で、NTTにおいては丁寧な対応を行っていくことが必要、としております。

11ページ目、(3)マイラインの扱いでございます。

意見5-21、ソフトバンクからでございますが、マイラインの廃止に伴い、メタルIP電話の通話サービス卸に関しては、その起因者であるNTT東西が費用を原則負担すべき。また、費用負担、周知方法についての課題整理を早急を実施すべき、としております。

考え方につきましては、マイラインの廃止を行う場合には、利用者への効果的・効率的な周知がなされるよう、関係事業者において取り組まれる必要がある。通話サービス卸の提供条件については、マイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、廃止のための制度対応が行われることが適当である。また、この一定のサービスが廃止される場合に、廃止・移行に係る取り組みを、あらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールにかからしめ、事前の情報提供が図られることが適当であるとしております。また、このルールに基づいた対応を総務省が行う場合には、透明性・適正性・公平性を確保することが、事業者間協議において課題として認識されている点も踏まえた対応を行う必要がある、としております。

意見5-23、NTT東西の意見でございます。答申案において廃止手続に関する整理がなされたことは適切。サービス卸に関しては、今後より具体的な料金などを事業者提供するとともに、周知方法については、効果的・効率的な周知と円滑な移行を促す観点から、事業者間で協議を進めていく、という意見でございます。

これにつきましては、基本的に意見5-21と同じ考え方を整理させていただいております。

続きまして12ページ目でございます。意見5-25、KDDIからの意見でございます。通話サービス卸へ移行する意向を表明しているが、仮に通話サービス卸をNTT東西が提供する場合には、接続ルールと同等の規律を適用し、料金や提供条件の適正性、公平性、透明性を十分に確保すべき、としております。

こちらに関しましても、先ほどの意見と同様の考え方を既にしてしておりますが、3ポツ目におきまして、透明性、適正性、公平性を確保することが事業者間協議において課題として認識されている点も踏まえて対応を行うことにより、撤退ルールに関する実効性を確保することが適当としているところでございます。

13ページ目でございます。第6章、固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて（まとめ）でございます。

意見6-3、ソフトバンクからでございます。NTTグループは、今後も移行を効率的に実施できるよう継続的に対応すべき。行政は、移行が円滑かつ効率的に実施できるよう、引き続き対応いただきたい、という意見でございます。

これに対しましては、賛成の意見として承った上で、総務省においては、事業者間協議の状況を注視し、必要な制度整備が時宜を得た形で行われるようにする必要がある、としていくところでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

今、ご説明いただいたように、33団体からコメントをいただいたわけですが、皆さんお気づきのように、多くは賛同というようなご意見でございましたが、幾つかの点で、これから確認をするというようなこともございました。

この全体につきまして、皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

きょうは相田先生がいないから困ってしまいますが、ご感想でも結構だと思います。

どうぞ、酒井委員。

○酒井委員 大体において、基本的には賛同で、細かいところは今後詰めるということですので、かなり事務局のご努力もあったと思いますが、よくまとまった結果ではないかと思っております。

この中で、個人的に非常に興味がありましたのは、アナログのモデムとかファックスみたいに、もともとのNTTの電話網にそれを通す義務が何もかかっていないところなので、本

来ならやめたと言ったって済む話だと思うのですが、そこも対応いただけるということで、今後こういうことがあったときに、いろいろな意味の参考になるのではないかと考えております。

ただ、その関連で、今回、INSネットワークにつきましては出ましたが、ADSLとかxDSLという言葉が何も出ていないのですが、これは何も問題なければいいのですが、もし何か、また同じような形の問題が若干ありましたら、そのときはまた検討しなければいけないのではないかと考えております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。今のはご指摘ということでよろしいですか。

○酒井委員 はい、結構です。

○山内主査 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、大谷委員。

○大谷委員 事務局で整理していただいた内容を拝見しておりますと、この検討の発足の段階では、なかなか利害の対立する局面もありましたところ、全体が整理されてきて、共通に意識しているスケジュールのもとで進めることができそうで、非常によかったなという感想を持っております。

その中で、これは事務局でまとめていただいた35-3の資料では拾っていただけていないのですが、私としては、いずれ考えておかなければいけないなと思って拝見しましたので、述べておきたいと思います。

35-2の資料でいいますと14ページのところに、意見1-4ということで、長期増分費用方式の接続料算定を廃止するなどのご意見を、東西のNTTからいただいているところです。音声通信市場が縮小していく中で、いつかはそういう時期が来るのかもしれないのですが、この長期増分費用方式による接続料算定の廃止というのは、少し過激な意見かなと思って受けとめさせていただきました。

ただ、市場縮小の中で、接続を確保するというのを優先すべきものとして意識しつつ、ほかにも配慮すべき事項があるのではないかとこの観点で、ここは丁寧に議論をしていく、将来的な課題だと思って拝見しているところです。

ここで、考え方の1-14というところでまとめていただいている中に、長期増分費用方式のこれまで果たしてきている役割、現在も果たしている役割について述べられておりますが、その後、こうした点を踏まえてということで、接続料算定のあり方について円滑な接続

を確保する見地から検討を行うと書かれておりますが、これについては一次答申でも触れておりますように、引き続き適正な競争環境の整備ということも記載する必要があるのではないのでしょうか。利益が拮抗した場合にどちらをとるのかという判断が必要になってくる場合もいずれあるかもしれませんが、引き続き配慮しなければいけない事項だと思っております。円滑な接続の確保に加えて、適正な競争環境の整備ということも、考え方の中に加えていただくことが、この東西NTT様のご意見に対するお返事になるのではないかなと思っております。

非対称規制の見直しということに当たっても、競争は要らないというふうに主張していらっしゃるようにも見受けられるのですが、競争を促進するフェーズではいずれなくなるとしても、じゃあどこまで、もう競争はいいんだというふうに諦める時期が来るのかというのは、今の時点で定かではないと思いますので、そこを慎重に、丁寧に議論し続けていくためにも、一言加えていただいて、一次答申と同じ並びでの考え方にしていただくのがよろしいのではないかと申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○藤野料金サービス課長 大谷先生、ご指摘ありがとうございます。

ただいまの考え方1-14について、こうした点を踏まえてというまとめのところですが、第一種指定電気通信設備制度、あるいは長期増分費用方式の接続料の算定方法も含めて、もろもろの制度は、電気通信事業法で言われていますように、円滑な接続を確保する見地から制度設計されてきたのだと思います。その背景には、大谷委員のご指摘のとおり、競争環境を適正に整備するということがあることは間違いございませんので、そういった趣旨がないということにならないように、ここでは明記しておこうと思います。ありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございます。

確認すると、この資料35-2の中で、そういうようなことをちょっと入れるということで、事務局のほうもそういうご対応ということでよろしいですかね。ありがとうございます。

そのほか、ご指摘はございますか。どうぞ、石井委員。

○石井委員 筑波大学の石井です。ご説明ありがとうございました。全体的な方向性に関しては、私も特に申し上げることはございませんが、1点だけ、利用者に不利益を伴う変更が生じる場合の、民法消費者契約法などに照らして、約款の扱いや契約切りかえの方法について

て十分に検討を行っていくと。このあたりのことが、答申案の35-1の7ページあたりに記載されておりますが、大変細かいことですが、この民法の定型約款に関して適用される範囲と、消費者契約法が適用される範囲、それからその法的な効果について、必ずしも同一というわけではありませぬので、その適用範囲の違いですとか、法的効果なども含めて、慎重に分析的に検討を行っていただいて、利用者に不利益がないようにしていただきたいと考えております。

以上です。

○山内主査 事務局からありますか。

○安東事業政策課調査官 ご指摘のとおりでございますので、それぞれのケースに照らしながら、具体的な検討を行っていきたくて考えております。

○山内主査 確認ですが、ここの文章はこのままでよろしいですか。

○石井委員 そうですね、文章自体は、はい。

○山内主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ご指摘ございませんか。ご感想でも結構です。

○岡田委員 じゃあ感想ということになります、全般のパブコメの、拝承して受けた印象ということですが、全般に、ほとんど、基本的な考え方に賛同というご意見が中心で、本来であれば、非常に利害対立を生みやすいような事案がたくさん背景にあるのであろうと思うのですが、にもかかわらず、ここまで意見がまとまったということは、これまでの調整といえますか、事前の事業者間のご協議であるとか、事務局を通じた取りまとめといったものが非常にうまく働いた結果であるという印象を受けました。

恐らく、これから具体化に向けてさらに加速化していろいろ協議をされていくということになるかと思いますが、何分、世界初の大きなプロジェクトということでもありますので、いろいろな課題がその都度都度で生じてくるだろうということも想定されるのですが、一つ、これはちょっと感想というか要望ということになるかもしれませんが、こういう大きなプロジェクトでありますので、ぜひ、積極的な国際発信といえますか、こういうすばらしいプロジェクトを今、実行しているということについて、大きく諸外国にも宣伝していくということが非常に大切ではないかなという印象も受けます。これは多分、いろいろな形で波及効果があつて、日本の通信政策のあり方、あるいは補完的な競争政策のあり方ということに関する、日本からの発信力というものを高めることにもつながる、いい素材になるのではないかなという印象を受けました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

どうぞ、三友委員。

○三友委員 若干感想的なことを申し上げますが、ユニバーサルサービスに関して意見が2つ集約されてございますが、基本的にメタルI P電話をユニバーサルサービスとして位置づけることについては適切であるというご意見でございました。ただ、実際の意見の内容を見てもみますと、今はいろいろな技術が可能でありますので、そういった技術の変化に伴って、引き続き見直す必要があるのではないかという意見もございました。

このメタルI P電話がユニバになることによって、しばらくメタルでユニバが提供されることになると思いますが、地方においてはIRU等を使って、今、光が提供されているところもございます。このIRUは基本的に10年契約でございますので、そろそろ更新を迎える地域がかなり出てきていると思うのですが、そういった不採算の光をIRUで維持することの、ディスインセンティブにならないように、ぜひ、そのところは総務省のほうも注意して見ていただきたいと思います。

地方ではなかなか需要が伸びないという問題は当然あるのですが、しかし、一回敷設したものをやめるという選択もないわけではないので、IRU契約をしないとか、そういったこともあり得るので、引き続き光に移行して、光を維持していくという努力を継続していただきたいと思います。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

そのほか。関口委員、何かありますか。

○関口委員 この二次答申案に対しては、賛成の意見が本当に多かったということは、それだけ関係者の皆さんのご努力の賜物だと感じております。

その意味で、原則賛成という意見のもとで、結構細部にわたっては、具体的にさまざまなコメントもあって、これからまだ詰めなければいけない細部は結構あるし、次第にシステム改修等、金絡みになってくると微妙なタイミングになってくる状況もあり得るので、これからも事業者間協議が、できるだけオープンな場で堂々と議論されるということを期待しております。

今回、この9ページ目の一番下の意見5-7のところ、メタルI P電話の終了時期について、可能な限り早期に公表を心がけていただきたいと思いますということをNTTさんに対して要望

しているわけですが、このメタルIP電話はあくまでも、基本的にはとまり木という位置づけでありますので、メタルIP電話の終了時期の見通しはなかなか難しいということはあるにしても、お尻をある程度区切って、時限的なものというふうに位置づけないと、また今回と同じ苦悩を味わうことになるでしょうという意味では、NTTさんに、ぜひとも早期の確定・公表ということをお願いできればと思っております。

そういった時間軸が確定できてくればくるほど、目の前の課題を解決するための時間的な逆算も可能になってくるわけで、今回のパブコメについて感じたことは、一次答申のときにはまだ課題の抽出にとどまるような感じで、これからこういう課題が残っているというニュアンスだったのですが、今回のコメントというのは、拝見しているとかなり具体的に、解決についてはこういうことが留意されるべきであるという、現実に現場で取り組んでいる方たちの声が随所に出てきていて、そういったことをぜひ、これからも前向きに検討していただけたらと思っております。

例えば6ページ目の一番下にある意見3-5などは、当初、緊急通報台については、私も北委員と一緒に隣の組織を見せていただいて、つぶさに現場を拝見したわけですが、これは今回のメインテーマではないという位置づけではあったけれど、携帯電話の緊急通報が1XYではなくて、発信台にある番号でしか今は表示されていないということで、私は前の会議のときに、携帯電話を見たときに知らない番号が出てきたら躊躇するということは申し上げましたが、これはなりすましのリスクを回避するというので、そういう解決をしたわけですが、今回、これについても前向きに、110番通報、119番通報等が画面の上でもできるような取り組みが進められていますし、それから、この小牧市の場合には、具体的にコールバックをしないようにするという安全上の問題の配慮が、逆に業務に支障が出るような長い時間では困るよという、具体的な提案につながってきているという点では、非常に前向きに捉えてくださった意見だと感じております。

次の7ページ目、先ほど三友委員もユニバーサルサービスについて言及されていましたが、この無線については、既にソフトバンクさん、KDDIさんが、「おうちのでんわ」とか「ホームプラス」とか、もう具体的に商品として提供されている中で、NTT東西だけには、やや慎重に扱うという、控え目な、慎重な議論が必要であるというご意見ですが、他事業者の方たちにできてNTTにはやらせないという論理も、そこは少し心が狭いというか、もう実現した技術の足を引っ張る必要もないと思います。むやみな乱用は困るという趣旨でお書きになっていらっしゃるのによくわかるわけですし、提供条件等については、さまざまな制約



のもとで成り立つということは自明の理ですので、そういったことの制約を踏まえた上で、無線についても、活用できるものは活用すべきであると感じております。

そのような感想を感じておりますので、関係者協議について、定期的なフォローアップの中で、こういった公開の場で状況を説明いただいて、確認をさせていただくという形で、あらゆるトラブルを回避できるということにもつながると思いますので、今後ともフォローアップは結構な回数になってしまうかもしれませんが、おつき合いさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかには。北委員、どうぞ。

○北委員 私も感想だけでございますが、なかなか、通信事業者の方々ってほめられることがないので、せつかくですので、この場をかりて、皆さんの労をねぎらいたと思います。

相当な回数の事業者間会合を重ね、一次答申時点でも、解が見出せるのだろうか、というような課題についても、しっかり着地点を定められました。これからは本当に細かい技術検証やコスト負担の問題など、まだまだ問題はありますが、しっかり道ができたということで、労をねぎらいたと思います。同時に、この報告書には、答申を見ても、考え方の案を見ても、非常に難しいことが書かれています。「速やかに」ということと「丁寧に」という言葉が、たくさん書かれているという点です。

速やかに実施していきながらも、丁寧に進めていってくれ、ということなのですが、特にこれから、生活者と企業に周知し、そして周知すればそれに対する反応があるわけですから、ご意見を最大限くみ上げながら、まさに丁寧な議論を進めていっていただきたいと思っております。

これまで、提供者視点、技術的な視点、法律的な視点、そして利用者保護という観点はあったのですが、いよいよ次のフェーズに進むわけですので、具体的な声が上がってくると思っております。常に利用者視点忘れずに、速やかに、丁寧に進めていっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

内田委員。

○内田委員 私からも特につけ加えることはないのですが、全ての事業者さんから、基本的には賛同というご意見でまとまったということは大変喜ばしいことなのだと思います。

これまではもう、ネットワークを移行していかななくてはいけないということで、さまざま

乗り越えなければいけない問題があった中で、技術的な工夫をしてみたりだとか、費用負担のあり方について工夫をしてみたりとかいうことで、利害対立なども乗り越えてきたということだと思えます。

今回の意見を全体的に拝見していると、少し出てきたのは、そもそも電話サービスの位置づけってどうなんだっけ、とか、ユニバーサルサービスのことでとか、技術的な進展があった中で、無線のアクセスをどうしようかという、そういう位置づけをどうするかといった、そういった、少し落ちついて見てみたときに、電話サービスのあり方がどうなのかというご意見も出てきたのかなと思ってまして、そのような議論も今後進んでいくとよいのかなと思っています。

いよいよこれから、意見はまとまったということで、だんだん具体的な作業も、技術的な作業も出てくるのかなと思います。その中でいろいろな問題が出てきたときには、早目に情報を共有して、議論を深めていけるように、引き続きご協力をいただければと思っています。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。よろしゅうございますか。

私からも、先ほど北委員もおっしゃっていましたが、これは事務局の努力もあり、また事業者さんのいろいろな協議の場を通じた努力もあり、こういう形で皆さんの賛同を得られるような形にまとまったことについて、私からも御礼を申し上げたいと思います。

本日の議論を伺っておりますと、審議会の考え方について、これは一部、資料35-1のところでも少しご意見がありましたので、そこは修正ということになりますが、それ以外には特段意見はなかったと思われますので、本委員会の検討結果を、今後開催予定の電気通信事業政策部会で報告することとしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、本日の議題はこれで終了とさせていただきます。

それで、議題はこれで終わりなのですが、続きまして二次答申の公表後における利用者対応に関する取り組み、及びI P - I P接続の繋ぐ機能等の事業者間協議の状況について、これはNTTさんのほうからご報告をいただけるということですので、NTTの皆様、どうぞメンテータブルのほうにおつきいただければと思います。

それでは、準備がよろしいようでしたらご説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○NTT東日本（飯塚） NTT東日本・西日本でございます。本日はお時間をいただき、

今、先生からご紹介をいただきましたが、前回、この委員会でいうと第34回、6月21日から約3カ月あいてございますので、その後の取り組み状況について報告させていただきたいと思います。

めくっていただいて目次でございますが、大きくいうと2つでございますが、まず1つは利用者対応に関する取り組みや検討状況について、この3カ月程度の間報告が1つ。もう1つは、今、先生方からもお話をいただきましたが、これまで事業者間でいろいろ意識を合わせてきましたが、この3カ月においても、幾つかのテーマで引き続き検討を行っています。まさに細部にわたる検討に着手してございますので、その議論状況、検討状況についてご報告したいと思っております。

1ページめくってください。1ページは利用者対応でございます。利用者対応は大きく3つのテーマについてご報告いたしますが、まず上半分をごらんください。

私どもNTT東日本・西日本は、6月下旬以降、この二次答申案に示された方向性も踏まえつつ、円滑なサービス移行に向けて、この委員会にもご参加いただいております関係団体の皆様、緊急通報機関の皆様、もしくは相互接続の事業者様と、対応を引き続き進めてまいります。

それで、この二次答申はまだご議論中ではございますが、今後、二次答申が確定した暁には、もともと第28回の委員会、4月頭の委員会で私どもから、私どもの意向としてお示したスケジュールや、IP網移行後の固定電話の提供条件等々について、改めて確定・具体化を図り、この秋以降に公表しまして、より一層利用者対応を充実してまいりたいと思っております。

その秋以降の予定を少し、移行を踏まえつつ、この3カ月弱、関係団体等々と対応してきた状況を報告いたします。

まず、1ページの下半分でございます。1つ目はINSネットのデジタル通信モードの終了に関する取り組みでございます。

関係団体との関係で申し上げますと、最近は、この秋以降、こういったものをお客様、利用者にご説明していくか、そのスケジュールとか、私どもの体制とかお知らせの手段等々について、まだ粗いところはございます、現在準備中でございますが、その考えている案を、順次協議をいたしましてご意見をいただいているところでございます。これが1つ。

もう1つ、2ポツ目でございますが、幾つかの団体様は、その団体様の説明会、セミナーに出かけていってというか、時間をいただきまして、私どもからも説明してご意見をいただ

くという機会も設けさせていただいております。こういう、各団体様の説明会、セミナーに参加させていただくというのは、このIP網移行に関する認知の拡大とか理解醸成に大変貴重な機会だと思っておりますので、今後もこれは続けていきたいと思っております。

1 ページの一番最後でございます。デジタル通信モード終了後のメタルIP電話上のデータ通信、いわゆる補完策、当面の対応策の検証環境についての報告でございます。

補完策の検証環境については、昨年9月から私どもで用意して、現在までのところ、つい先日までの状況でいいますと、5団体15社、事例でいうと23事例について、検証結果の公表を私どものホームページで行っております。これは前回、5月に報告した状況からすると、7事例ほど増えているところでございまして、こちら、引き続きこういう検証の結果については、こうした委員会の場でご報告させていただきたいと思っております。

また、先ほどのパブリックコメントの中で、私どもの意見でも申し上げますが、一部ご要望いただいております、音声通信を用いたデータの送受信に関する検証環境、いわゆるアナログモデルの検証環境につきましても、その環境の構築と受け付け体制の準備を今行っているところでございまして、これはもう近々に、整い次第公表いたしまして、その受け付けを開始していきたいと思っております。

2 ページをごらんください。2 ページもデジタル通信モードの終了に向けた取り組みでございまして、実はこういったテーマで報告するのは初めてでございまして、接続事業者様との関係でございます。

こちらは二次答申案でもご指摘いただいておりますが、接続事業者様のサービスにどのような影響があるのかということも確認して、それを利用者にお知らせしていくというのが重要な取り組みというふうに、二次答申案でも指摘されておりました、そういった取組を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、デジタル通信モードを現在相互接続している事業者様が6社様ほどいらっしゃいまして、この6社様と、デジタル通信モードが2024年1月に終了後の補完策について、接続を行っていくかどうかについての意向確認を行っているところでございまして、これは今現在、進行中でございますが、今後、各社様のサービス影響についても確認していきたいと考えてございます。

また、秋以降、私どもが改めてお客様に対してスケジュールや提供条件をお知らせしている段階で、さまざまな問い合わせも予想されますので、その問い合わせがあったときに、お互い連携して対応できるような、そのQ&Aの合わせみたいなものも、今後進めていきたい

いと思っております。

2ページの下半分をごらんください。こちらは消費者被害防止に向けた取り組みでございますが、IP網移行に乗じて悪質な営業活動等々が発生しないようにというか、発生した場合にも速やかにそれを情報共有してとめられるようにということで、国民生活センター様や各地の消費生活センター様との連携が必要かと思っております。

もともと、この連携は進めてきたところでございますが、この秋に改めて国民生活センターともお話をしまして、今後、消費生活センター様ともお話をしていく予定でございます。

めくっていただき3ページ目をごらんください。3ページ目は、緊急通報に関する取り組みでございます。

こちらは、まずは警察庁様、消防庁様、海上保安庁様、各本庁様との対応でございます。

この6月の第32回の委員会でご議論いただいた内容で、私ども、コールバックに切りかえるに当たって、5つの確実に繋ぐ機能、1XY通知であったりとか、第三者発着信制限機能であったりというのを具備したいと申し上げてきたわけでございますが、この6月の委員会以降も、この5つの機能について、改めて警察庁様、消防庁様、海上保安庁様に説明してきたというところでございます。

今後でございますが、真ん中をごらんください。今後は、各県警本部様、各海保の管区保安部様、もしくは消防の本部様に対応が必要かと思っておりますが、当面、警察様、海保様については、まだ本庁としばらくお話をしていくということになってございますが、消防については、730ほどの各消防本部様に、今後少し指令台の更改タイミングをヒアリングすることから開始していきたいと思っておりますが、現在、その準備を進めているところでございます。

また、事業者間での対応、これは通信事業者との対応でございますが、コールバック時の1XY通知を実現するに当たっては、発番偽装対策の実装というのが前提になると考えてございまして、これはもともとTCAにて議論、見直しの検討を進めているところでございましたので、改めてそこに、この1XY通知の話を追加要件とするように依頼をしたところでございます。

4ページをごらんください。先ほど申し上げました補完策の検証環境の利用状況、何度か似たような絵を、この委員会でも報告してございましたが、このうち、赤の字の小さな楕円

で「更新」と書いてあるところが、5月中旬ぐらいからの変更点でございます、公表事例が7事例ほど増えたということでございます。

次に5ページをごらんください。今度は接続事業者間、通信事業者間の意識合わせの場の議論状況でございます。こちらも答申案の内容を踏まえまして、円滑な移行に向けて議論を進めているところでございます。

通信事業者間の場合は2024年1月というよりも、まずは2021年の初頭、すなわちI P-I P接続の開始に向けて、早く仕様を確定していかななくてはならない。設備構成を確定しなくてはならないと考えてございまして、まずは1番のテーマ、I P-I P接続の繋ぐ機能に関する議論を、具体化・詳細化して加速しているところでございます。

枠内1つ目をごらんいただくと、これまででございますが、2社間の直接接続であったり、P O Iの場所が東京・大阪の2カ所を原則とする話、もしくはP O Iビル内の接続構成、メッシュで接続していくという話、もしくは共用L 2スイッチも可能とするというようなことについては合意済みでございますが、この6月下旬から直近の3カ月にかけましては、このI P-I P接続の技術検討の詳細化と、共用L 2スイッチの実現方法の具体化というか検討を進めてきております。いずれも3回ずつ議論を行ってきているところでございまして、実をいうとこちらは明日もこの技術検討、もしくは共用スイッチの議論も進めていく予定でございます。

6ページをごらんください。事業者間のテーマの2つ目、番号ポータビリティ、双方向番号ポータビリティでございます。

双方向番号ポータビリティについては、2025年のI P網移行のタイミングではできているようにしたいということございまして、現在4つぐらい検討テーマを掲げて、運用方法や共用DB、共通データベース方式での扱い、費用負担のあり方、ロケーションポータビリティについて議論していくことで認識を合わせてございます。

そのうち、当面でございますがこの3カ月、2つのテーマ、すなわち①の運用方法と②の番号データベースの共用について議論を進めてきてございます。目下進めているところは①の運用方法、業務フローでございまして、L N Pと同様の方法がいいのか、M N Pと同様の方法がいいのかというのを、それぞれ特徴を比較して議論を深めているところでございます。また、システム化の可否についても議論を行っているところでございまして、これらがある程度形になってまいりましたら、いよいよ費用負担の議論を行う予定でございます。

また、データベースの共用については、これをご希望される2社の事業者様から、提供の

要件をご提示いただいたところでございますが、まずは少し個別データ方式の検討を進めた上で、改めて共用DBの検討に戻ってくるということでいかがかということで合意しているところでございます。

7ページをごらんください。こちらはマイラインと事業者間清算でございます。マイラインについては、4つぐらいのテーマで検討していこうということで、6月下旬に意識を合わせてございます。メタルIP電話の通話サービス卸に関する提供条件、それに付随する料金回収代行等の提供状況が①、②です。③、④でございますが、マイラインの扱いについての今後のユーザー対応をどのようにやっていくかという話、またそのユーザー対応に関する費用負担についてのテーマというのを、議論しなければならない、検討しなければならないテーマとしておりますが、この7、8と、実はこれも明日、議論予定でございますが、当面は③、④の、マイラインを今後どう扱っていくかということについて、ユーザー対応をどのように事業者間で連携してやっていくかということについて、議論を進めているところでございます。

最後の4つ目、下半分でございますが、事業者間清算でございます。これについては、もともと、その事業者間で標準的な方式を定めるということは合意してございましたが、幾つか想定される方式が、呼ごと、パケットごと、帯域・ポート単位、もしくはビル&キープという4つぐらいの案が想定されたところでございますが、当面は案1の呼ごと清算を優先すべき検討テーマというか、方式として議論していこうということになってございます。

その際、少しでも簡便にという観点は事業者間で認識が一致してございまして、従来PSTNでとっていたような、距離とか階梯といった識別は、IP網の接続では行わなくていいのではないかということで、ある程度認識が一致しているところでございまして、こういったことを前提として、今後、信号による識別をどこまで行っていくかという議論を深めていく予定でございます。こちら、また明日、議論予定でございます。

最後、8ページに、参考で、この事業者間の以上の4つのテーマについての議論スケジュールを、6月から今まで進んでいるところと、年度内いっぱいぐらいの予定を表にまとめたものが8ページでございます。ご参考にしていただければと思います。

いずれにしましても、私ども東西としての利用者対応の取り組み検討状況にいたしましても、事業者間での検討状況、議論状況につきましても、今後、節目節目というか、この委員会でフォローアップという形で報告させていただければと思っておりますので、またその段階でいろいろコメントというか、ご指摘やアドバイスをいただければと思っております。

ので、引き続き、私どもはこれが終わりだとは思ってございませんので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○山内主査　　どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、委員の皆様からのご質問、あるいはご意見を伺いたいと思いますが、ご発言はありますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本日はありがとうございました。これからも、先ほどおっしゃったように、折に触れてまたご報告いただいて、事業者間の進捗を我々に教えていただければと思います。

ありがとうございました。本日の議事は全て終了ということであります。

最後に事務局から、次回の日程等についてご連絡をお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　　今後の委員会日程等につきましては、別途ご案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山内主査　　ありがとうございました。それでは、本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上